

会津若松市暴力団排除条例

(平成 24 年 7 月 1 日施行)

ならぬこと
暴力団は
なりませぬ。



本市では、平成 24 年 7 月 1 日に「会津若松市暴力団排除条例」を施行しました。

この条例を基に、市・市民・関係団体等・県が強い連携のもと、暴力団の排除を推進し、安全・安心なまちづくりを目指します。

条例の主な内容

目的

暴力団の排除に関する基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策を定めることにより、「市民の安全で平穏な生活の確保」と「社会経済活動の健全な発展」に寄与することを目的とします。

基本理念

暴力団が社会的に不当な存在であることを認識し、

「暴力団を恐れないこと」
「暴力団に対して資金を提供しないこと」
「暴力団を利用しないこと」



を基本に、市・市民・事業者・関係団体等及び県が相互の連携、協力のもと、暴力団の排除を推進することを基本理念とします。

市の責務

市は、市民や事業者、関係団体等及び県と連携を図りながら暴力団の排除に関する施策を推進します。

市民等の責務

市民や事業者のみなさんには、以下のような協力をお願いします。

- 自主的な暴力団排除活動
- 市が実施する暴力団排除の取り組みへの参加
- 暴力団員等による不当要求行為の排除
- 「みかじめ料を徴収された」「暴力団事務所が開設されそうだ」などの暴力団の排除に役立つ情報の市や警察への提供

不当要求

暴力団等から不当要求を受けた場合、担当者が個人的に対応したり、担当者のみに責任を押し付けることは最も避けるべきです。

不当要求に対しては、対応の方針をあらかじめ検討し、組織として一丸となって対応することが何よりも大切です。

1 来訪者のチェックと連絡

受付係員又は窓口員は、来訪者の氏名等の確認と用件及び人数を把握して、対応責任者に報告し、応接室等に案内する。



「アポイントはお取りですか？」
「いや、それは…」

2 相手の確認と用件の確認

落ち着いて、相手の住所、氏名、所属団体名、電話番号を確認し、用件の確認をすること。代理人の場合は、委任状の確認を忘れないように。



「早速ですがお名前とご用件は？」

3 対応場所の選定

素早く助けを求めることができ、精神的に余裕をもって対応できる場所（自社の応接室）等の管理権の及ぶ場所を選ぶ。暴力団等の指定する場所や、組事務所には絶対に向かないこと。やむをえず向かざるをえない時は、警察に事前・事後連絡をする。



「応接室で？」
「こちらでお話を伺います」

7 書類の作成・署名・押印

暴力団は「一筆書けば許してやる」などと詫言や念書等を書かせたがりますが、後日金品要求の材料などに悪用します。また、暴力団員等が社会運動に名を借りて署名を集めることがありますので署名や押印は禁物です。



「ここにサインすりゃいいんだよ！」
「NO！」

8 トップは対応させない

いきなりトップ等の決裁権を持った者が対応すると、即答を迫られますし、次回以降からの交渉で「前は社長が会った。お前ではだめだ。社長を出せ、社長が会わない理由を言え」などと喰ってかかります。



「社長を出せ!!」
「私がお話を聞きます」

9 即答や約束はしない

暴力団員の対応は、組織的に実施することが大切です。相手の要求に即答や約束はしないことです。

暴力団員は、企業の方針の固まらない間、勝負の分かれ目と考えて執拗に、その場で回答を求めます。



「即答はできません!」
「さて、どうしてくれる?」

迷わず・恐れず警察、

公益財団法人福島県暴力追放運動推進センター

暴力団を根絶して安全で住み良い福島県の実現に寄与するため、暴力団員による不当な行為の防止及び被害の救済を図ることを目的に、平成2年に設立されました。

■福島相談所 ☎ 024-572-6960

■郡山相談所 ☎ 024-939-8930

◎会津若松警察署 ☎ 0242-22-5454



対応12則

問題の解決の三原則

暴力団等から不当要求を受けた場合は

- ①組織的に対応すること。
- ②毅然とした対応を取ること。
- ③早期に相談すること。 が極めて重要です。



4

対応の人数

相手より優位に立つための手段として、可能な限り相手より多い人数で対応し、役割分担を決めておく。



5

対応時間

可能な限り短くすること。最初の段階で「何時までならお話を伺います」などと告げて対応時間を明確に示すこと。対応時間が過ぎても退去しない場合は、警察に不退去罪での被害届を出す旨を告げて警察へ連絡する。



6

言動に注意する

暴力団員は、巧みに論争に持ち込み、対応者の失言を誘い、又は言葉尻をとらえて厳しく糾弾してきます。「申し訳ありません」、「検討します」、「考えてみます」などは禁物です。



10

湯茶の接待をしない

湯茶を出すことは、暴力団員が居座り続けることを容認したことになりかねません。また、湯飲み茶碗等を投げつけるなど、害しの道具に使用されることがあります。歓迎するお客さんではありませんので、接待は不要です。



11

対応内容の記録化

電話や面談の対応内容は、犯罪検挙や行政処分、民事訴訟の証拠として必要です。相手に明確に告げて、メモや録音、ビデオ撮影をする。



12

機を失せず警察に通報

不要なトラブルを避け、受傷事故を防止するため、平素の警察、暴追センターとの連携が早期解決につながります。



暴追センターへご相談を!!

【主な活動内容】

- ・暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動
- ・民間組織が行う暴力追放活動を助ける活動
- ・暴力団員からの不当な行為に関する相談活動
- ・少年への暴力団からの働きかけを排除する活動
- ・暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動
- ・暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動
- ・講習・研修活動





市の施策



市民等に対する支援等

市は、市民や事業者の皆さんが、暴力団排除活動を安心して行うことができるよう、以下のことを行います。

- 暴力団犯罪等に関する情報の提供
- 警察が行う市民への安全確保措置への協力
- 暴力団に関する訴訟への助言

暴力団事務所の設置の阻止等

暴力団事務所が設置されるおそれがあるときは、警察及び関係団体等と連携し、撤去又は設置の阻止に向けた活動を促進します。

広報及び啓発

暴力団排除の重要性について広報や啓発を行います。

- 暴力団による不当な行為等の実態についての広報活動
- 暴力団排除の気運を醸成するための市民大会の開催

不当な要求行為に対する措置

暴力団員等による不当な要求行為に対する対応方針等の策定を始めとする必要な措置を講じます。

公共工事等における措置

公共工事、補助金等の交付を始めとする市の事務事業の実施において、暴力団員やその関係者を排除する取り組みを進めます。

不当な要求についての報告等

市の公共工事等を受注した事業者が、暴力団員等から不当な要求行為を受けた際、市や警察への通報を義務付けます。

公の施設の利用における措置

市の施設（会議場、集会場、体育館、広場等）が暴力団の活動に利用される場合は、施設利用を許可しません。

児童及び生徒に対する教育等

児童や生徒が、暴力団の被害に遭わないように、必要な教育が行われるよう、児童・生徒の育成に携わる方に対し、必要な情報の提供や支援等を行います。

暴力追放会津若松市民会議

市民の暴力追放意識の高揚と暴力追放活動の推進を図り、あらゆる暴力行為を根絶し、平和で住みよい会津若松市の実現のため、平成4年に会津若松市区長会や防犯協会各支部等37団体が発起人となり設立されました。現在は100を超える団体が会員となっており、暴力追放のための事業に取り組んでいます。



【主な活動内容】

- ・暴力排除意識の高揚のための広報活動
- ・暴力追放会津若松市民大会の開催
- ・暴力追放活動功労表彰の実施

暴力追放会津若松市民会議

事務局：会津若松市 市民部危機管理課
e-mail : bosaianzen@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp



電話：0242-39-1227
FAX：0242-26-6435